

# 科学研究費助成事業（科研費） の適正な管理等について

令和元（2019）年9月

文部科学省研究振興局  
学術研究助成課



文部科学省

# 研究機関による「科研費」の管理～機関管理～

研究費は採択された研究課題の研究代表者に対して交付されますが、研究の実施に専念してもらうため、研究機関が責任をもって管理することとしています。

- 研究者使用ルール(補助条件(交付条件))
  - 研究機関に各研究機関が行うべき事務等に従って補助金(助成金)の管理を行わせる
  
- 機関使用ルール(各研究機関が行うべき事務等)
  - **研究者に代わり、補助金(助成金)(直接経費)を管理する。**本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、**各機関が定める規程等に従って適切に行う**

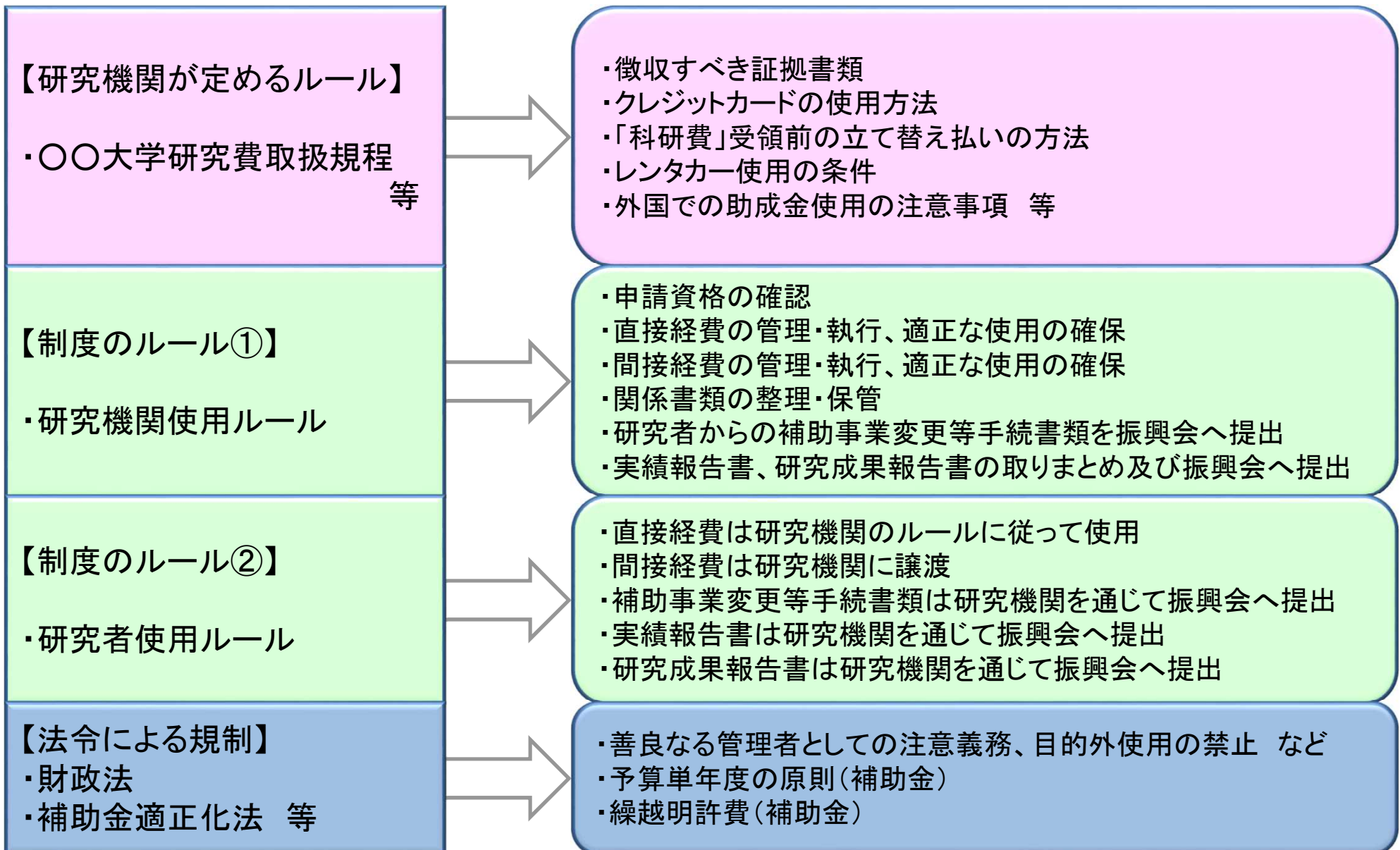


研究機関が自ら定める科研費に関するルールが、直接経費の使い勝手に大きく影響している。

平成29年3月24日付けで、文部科学省高等教育局、研究振興局の連携により、研究費の管理・使用に係る「大学等における過度の“ローカルルール”の改善」に向けた事務連絡を発出。

文科省HP掲載箇所 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1222251\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1222251_02.pdf)

# 使用ルールの階層構造



# 研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン(実施基準)の概要①

## 不正を事前に防止するための取組

- すべての構成員(研究者及び事務職員)の意識の浸透を図るため、**コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(誓約書の徴取を含む)の徹底**
- 研究者個人への抑止と機関の社会に対する透明性を高めるため、不正事案の**氏名を含む調査結果の公表の徹底**
- 不正を抑止するための環境の整備を促進するため、
  - 不正使用に関する緊急・臨時の案件に対する**国の機動調査の実施**
  - **特殊な役務(プログラム開発等)に関する検収の実施と具体的方法等を提示**
  - 不正リスクに対する抜き打ちなどを含めた**重点的なリスクアプローチ監査の実施**
  - 取引業者に対する**誓約書の徴取**、過去の不正取引の自己申告に対する減免措置等も含めた**癒着防止のための対策の周知徹底**

# 研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン(実施基準)の概要②

## 組織の管理責任の明確化

- 内部統制の強化を図るため、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「**コンプライアンス推進責任者**」を設置
- 責任者の管理監督責任・役割等の明確化のため、
  - **懲戒規程を含む内部規程へのこれらの位置付け・整備を促進**
  - **処分の手続き等を含む、諸規程の積極的な情報発信を要請**
- 迅速な全容解明のため、
  - **不正調査の期限(原則210日以内)設定**
  - **調査報告遅延による研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置(日数に応じ、最大10%)の導入**
- 機関の管理責任の下、体制整備を促進するため、
  - **①管理条件の付与\*/管理条件の履行が認められない場合、②競争的資金制度の間接経費の削減(段階に応じ、最大15%)、③配分停止 等の段階的な措置導入**

※管理条件・・・機関に対する体制整備の改善事項及びその履行期限を示した資金交付継続の条件

# 研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン(実施基準)の概要③

## 現行基準の具体化・明確化

- 発注・検収、出張、非常勤雇用管理等、内部監査の具体的方法等について、それぞれ明示 など
- 近年の研究不正に見られるリスク・対策等を明示  
(例)第三者チェックをすり抜ける取引業者による持ち帰りや反復使用 など

## 国による監視と支援

- 国の機関に対する監視・情報発信機能を高めるため、
  - ・ 機関への調査・モニタリング機能の多様化・強化(機動調査の導入等)
  - ・ 機関の実効性ある取組事例も含めた、調査結果の公表等による情報発信の強化・組織改革への支援
- 機関の内部調査等の透明性を高めるため、第三者的な視点の導入(告発窓口の第三者機関等への設置、第三者を含む調査委員会の設置等)を要請
- 機関の不正防止対策を支援するため、調査報告書ひな形、内部規程に盛り込むべき具体的事項、自己点検チェックシート等を提示

科研費の研究活動に参画する研究者は、以下の  
①または②の受講等が必須。

①次のような研究倫理教育に関する教材の  
通読・履修

- **Green Book**
- **eL CoRE**
- APRIN eラーニングプログラム  
(eAPRIN(旧 CITI Japan)) 等

②「研究活動における不正行為への対応等に関する  
ガイドライン」を踏まえて研究機関が実施する研究  
倫理教育の受講

# 科研費における研究倫理教育プログラムの受講等(2)

## 1. 令和2年度新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者

令和2年度科学研究費助成事業の新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者は、交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をあらかじめ行っておくことが必要です。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等についてよく確認をしてください。

## 2. 令和2年度に継続が予定されている研究課題の研究代表者、研究分担者

研究倫理教育の受講等については、所属する研究機関によく確認をしてください。

ただし、令和2年度科学研究費助成事業で新たに研究分担者を追加する場合、研究代表者は、当該研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったか確認する必要があります。

その際、研究分担者は、交付申請前まで(交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで)に、研究倫理教育の受講等を行う必要があります、受講した旨を研究代表者に報告してください。



## 日本学術会議 提言

「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」（平成25年12月26日）

「すべての研究者が不正行為や利益相反への対処を含めた『科学者の行動規範』を学習し、それに基づいて行動するように、研究機関や学会等において研究倫理に関する研修プログラムを開発して実施することが必要」

日本学術会議  
の連携・協力

## 日本学術振興会

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（通称: **Green Book**）を編集・出版

- 研究者が知っておくべき事柄や研究の進め方などの基盤知識をとりまとめ
- HP (<http://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>) でテキスト版もダウンロード可能

英語版

（平成27年5月）



日本語版

（平成27年3月）

（構成）

- I 責任ある研究活動とは
- II 研究計画を立てる
- III 研究を進める
- IV 研究成果を発表する
- V 共同研究をどう進めるか
- VI 研究費を適切に使用する
- VII 科学研究の質の向上に寄与するために
- VIII 社会の発展のために

「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」( **Green Book** ) をもとにした「研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics[**eL CoRE**])」を提供(日本語版、英語版)

<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx>



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会



受講者ログイン/  
Enrollee Login

User ID

Password

ログイン(Log in)

ユーザID・パスワードを忘れた場合はこちら  
Forgot your User ID or password?  
管理者ログインはこちら

HOME

新規登録(個人)/  
New Registration  
(individuals)

新規登録(団体)

推奨環境/Requirements

操作マニュアル/  
Course Manual

よくあるご質問

## 研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]

研究倫理eラーニングは、『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』をもとに、時間と場所を選ばずに研究倫理を学修できるよう作成したeラーニング教材です。

Japanese

English

本eラーニングは、人文学・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者が、どのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといったことについて、エッセンスになるとと思われる事柄を整理しまとめたものです。研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されています。

### 【本eラーニングの特長】

#### ■特長1

どなたでも無料で受講できます。



受講にあたって年齢・学歴・職業・資格等の条件はありません。個人での受講登録は [こちら](#)

#### ■特長2

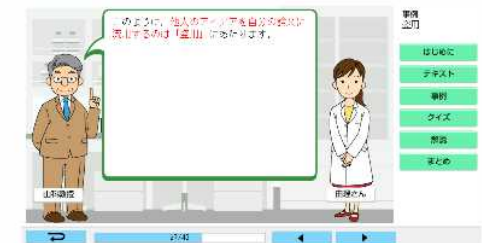
団体受講・管理が可能です。



複数名の受講を一括申込できます。管理者は受講者の進捗状況を専用画面でチェックできます。団体の受講登録は [こちら](#)

#### ■特長3

事例で学ぶため、理解が深まります。



平均所要時間は約90分です。アニメーションをメインとした教材で、修了すると修了証書が発行されます。

# 不正使用の具体事例①

## 【カラ謝金】

### 不正の手法

教員が当初からアルバイト代を他の目的に使用する意図をもって虚偽のアルバイトの使用申請書を提出し、一方で被雇用者の学生には具体的な用務を指示せず、あるいはアルバイトで雇用したという事実も伝えず、月末に出勤簿の入力のみを指示した。そして、給与を学生から当該教員に現金または振込みにて還流させて(勤務実態のないアルバイト代の支給:3名×2ヶ月、不正使用額(科研費):568,000円)、他の目的(他の研究者または学部学生の旅費、無給の研究員の給与)等に充てていた。

### 不正の発生要因

#### <研究室の閉鎖性>

当該教員の研究室は、他の研究室との交流もほとんどなく、閉鎖的な状態にあった。その中で、研究指導をする当該教員とそれを受ける学生という関係性において、指導する教員の指示が強い拘束力を有し、学生が「それはおかしい」と疑問に思い、その指示を拒否するという雰囲気が生じにくくなっており、研究室内に当該教員に対して異を唱えられない雰囲気が醸成されていた。

#### <制度運用面の問題>

勤務実態の確認は、教員が出勤簿の承認を行い、事務局は入力内容について不備等がないかを確認するに止まり、それ以上の確認を行う体制ではなかった。

また、当該教員が学部事務に当該PDの印鑑を預けていた。

## 不正使用の具体事例②

### 【旅費の水増し請求】

#### 不正の手法

教員が同一の出張において、航空券を同日又は極めて近い日に二重に予約し、大学には高額な航空券の領収書で旅費を支出させ、実際には安価な航空券又は無料の特典航空券で旅行し、差額を不正に受領していた。

不正使用が認定された21件の内、より安価な航空券を利用したケースは14件であった。無料の特典航空券を利用したケースは7件であった(不正使用額(科研費):112,827円)。

#### 不正の発生要因

＜公的資金の使用に対する意識の弱さ＞

毎年、研究不正防止のためのコンプライアンス研修や研究倫理研修会を開催してきたが、当該教員においては研究費が公的資金であるという認識及びコンプライアンス意識が十分でなかった。

＜機関の管理体制の不備＞

航空券領収書のみ確認しており、**搭乗券の運賃種別コードの確認を行っていなかった。**

また、県の手引きに準じた確認体制を整えるべきところ、県からの改正通知文書を大学事務局内部で共有するための管理体制に不備があったことによつて、不正使用の拡大を防ぐことができなかった。

## 不正使用の具体事例③

### 【旅費の重複受給】

#### 不正の手法

外部からの出張依頼であり旅費の支給があることについて自己申告することなく旅費申請・出張報告を作成し、同一の出張内容について、大学及び外部に対して旅費を二重に請求していた。  
(不正使用額(科研費):30,000円)

#### 不正の発生要因

大学における出張申請では、自己申告又は外部からの依頼出張文書の送付がなければ、外部からの旅費支給の有無は確認できなかった。

○文部科学省HPに研究機関における不正使用事案の一覧及び最終報告書の概要が公表されております。

URL: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

## (1) 科学研究費助成事業実地検査の目的

- 研究機関における科研費の機関管理の実態及び不正防止への取組状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うことにより、**研究機関に対して科研費を管理する機関として必要な体制の整備を求める。**
- 研究機関の**科研費担当者の科研費の適正管理に対する意識向上**を図る。
- 実地検査結果の分析や、研究機関との科研費制度に関する意見交換の実施により、**科研費制度改善の一助**とする。

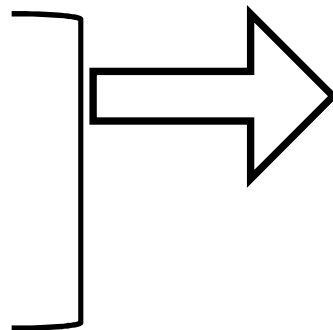
## (2) 平成30年度の実施研究機関数

### ○60研究機関

- 国立大学…10機関
- 公立大学…11機関
- 私立大学…23機関
- 高等専門学校…3機関
- 独立行政法人・大学共同利用機関…11機関
- その他(公益法人、民間研究機関等)…2機関

## (3) 主な検査事項

- 科研費の応募資格等に関する事項
- 科研費の事務手続等に関する事項
- 科研費の執行管理に関する事項
- 研究機関における不正を防止するための体制等に関する事項



※実地検査の結果は文書で通知。

※特に、「法令、科研費に係る規程等、ガイドラインに抵触している疑いがあるなど**早急に改善すべき**」指摘は、**期限を切って改善状況について報告を求めます。**

# 平成30年度科研費実地検査における指摘事例

## 【人件費等を支出するための事務局の関与等の不足（18機関/60機関）】

指摘あり...  
18機関（30.0%）

指摘なし...  
42機関（70.0%）

### 主な指摘内容

研究機関は、出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行うなど被雇用者の勤務状況を適切に管理して給与等を支給することとなっているが、勤務実態の確認は研究室で行われており、事務部門は研究室から提出された出勤簿等の書面による確認のみを行っている。

### 参考

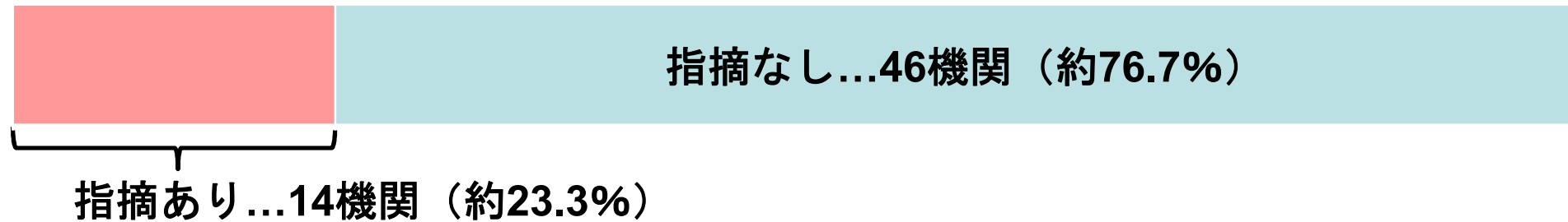
#### 機関使用ルールより抜粋

研究協力者の雇用に当たっては、研究機関が採用時に面談や勤務条件の説明を行い、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結するとともに、研究機関が出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行うなど研究協力者の勤務状況について適切に管理して給与等を支給すること。

### 改善のポイント

勤務実態の確認については、研究室から提出される出勤簿等の書面による確認だけでなく、適宜作業現場に訪れる等の勤務実態の確認を行ってください。

## 【換金性の高い物品の管理の不備（14機関/60機関）】



### 主な指摘内容

換金性の高い物品の管理について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえた適切な管理がなされていない。

### 参考

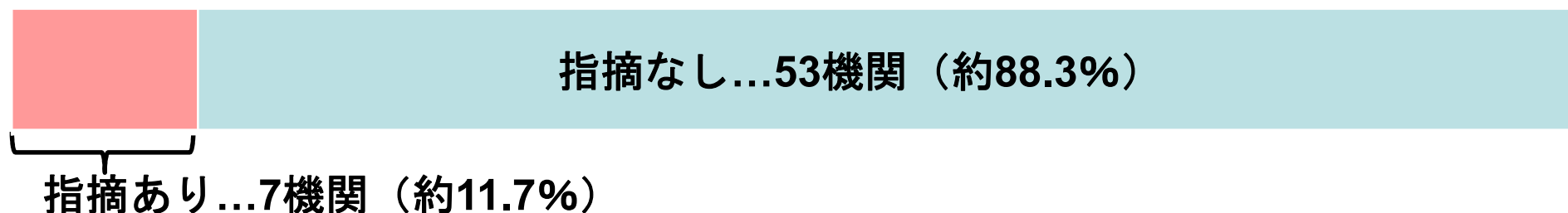
「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」より抜粋  
換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理する。特に、パソコンについては適切に管理することが望ましい。

### 改善のポイント

購入金額では消耗品扱いになる場合でも、パソコン、デジタルカメラ、タブレット端末等換金性の高い物品に関しては、機関内で取扱を定めて、適切に管理をしてください。



## 【コンプライアンス教育の実施についての不備（7機関/60機関）】



### 主な指摘内容

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」では、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を実施することを機関に要請しているが、全ての構成員を対象としてコンプライアンス教育を実施していない。

### 参考

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」より抜粋  
競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育(機関の不正対策に関する方針及びルール等)を実施する。

### 改善のポイント

常勤、非常勤の雇用形態等に関わらず、競争的資金等の管理・運用に関わる者は全員受講させるようにしてください。